

# 憲法理念の実現をめざす第61回大会（岡山大会）基調

## 1. はじめに

パレスチナ自治区ガザで行われているイスラエルによる激しい武力攻撃により多くの市民、とりわけ女性と子どもの命が奪われ続けています。「10分に一人が亡くなっている」と言われるほど、未来を担う子どもたちの命が奪われ続けている現状に、自分たちの無力さにさいなまれます。しかし決して「今すぐ停戦」・「戦争反対」の強い願いを諦める訳にはいきません。10月6日現在、4万1870人が犠牲になったと報道されています。総数はもとより、一人ひとりの尊い命が奪われているという事実の重さを受け止めなければなりません。

「自治区」とは名ばかりで、ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人は今もなお、制約に縛られ、過酷な現実を強いられています。ガザ地区は、日本の種子島ほどの面積に約230万人が暮らす過密地域で、「天井のない監獄」とも呼ばれています。イスラエルが建国されて以来の対立を収束させるために、パレスチナ国家を樹立し、イスラエル国家と共に存するという解決策が合意された「オスロ合意（1993年）」から30年以上が経ちましたが、パレスチナ国家の建国はいまだに実現していません。今、ガザで起きていることは、60年の歴史的背景を無視して考えることはできません。だからといって、大切な命が奪われている現状を看過することにはつながりません。即時停戦を実現させたうえで協議を進めるべきです。

中東をめぐる対立の構図は、イスラエルとガザのハマス、レバノンのヒズボラ、イエメンのフーシなど、中東各地でイランが支援する武装組織らが対立を深め、その危険度は拡大しています。イスラエルとイランの直接衝突となれば、地域の不安定化に留まらず、世界全体に大きな影響をおよぼすことは明らかです。国際社会が一体となってこの危機をどう乗り越えていくのかが問われています。

ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始してから、1000日以上が経過しました。ロシアのプーチン大統領は「核兵器使用」をちらつかせて他国を威嚇し、ウクライナのゼレンスキーカー大統領はロシア領へ侵攻をする等、互いの応酬は終わりが見えず、連日続いています。日本での報道はこの問題が長期化するにつれ、減っているのが現状で、終結しないことを仕方ないと受け入れる雰囲気がさらなる問題の長期化を招く可能性があります。尊い命を奪う戦争行為を、平和の実現を願う国際社会の市民が声をあげ続け、一刻も早く終結させなければなりません。

こうした世界情勢は、日本で暮らす私たちの生活そのものにも大きな影響を及ぼしています。原油などエネルギー価格の高騰、小麦など穀物の供給不安、肥料の価格の高止まりなど、懸念材料が山積しています。未来を見通すことが困難な状態です。こうした状況に直面しながら、日本政府はアメリカをはじめとする西側諸国に追随する姿勢を維持するのみで、世界情勢の危機を理由に「軍事費」の大額な拡大をしようとしています。日本政府に求められるのは、憲法理念にのっとり、国際社会の平和を希求する外交努力です。

中国や朝鮮、ロシアへの敵視政策をとり軍事力強化をはかることは、アジアでの軍事的緊張を高めるばかりか、多くの市民の命を危険に落とし込むものであり、断じて許してはなりません。世界規模での大戦、イデオロギーによる社会分裂、地球環境破壊の20世紀から、平和と共存、多元的価値と文化の共生、地球環境と調和した富の創造へ挑戦する新し

い21世紀となるはずが、現実はまったく逆の方向に進んでいます。

日本国憲法は、大きな犠牲を伴った悲惨な戦争の反省から、人々の平和と民主主義の願いの下に生み出されました。どんな理由があろうとも二度と戦争はしないと誓った憲法第9条は、戦後の混乱と絶望の時代から今日まで、人々に大きな希望と生きる勇気・平和の大切さを与え続けました。憲法第9条は、世界の平和を求める人々の希望です。しかし今、憲法「改正」が叫ばれ、第9条を変えて日本を「戦争のできる国」にしようとする動きが出てきます。改憲を目論む自民党は金権政治にまみれ、旧統一協会とつながり、「裏金作り」を行ってきました。こういったルールを守れない政党に、憲法を「改正」するという議論をする資格はありません。

10月27日に行われた第50回衆議院議員選挙では自民・公明の与党が過半数を割り込む結果となりました。野党の中にも改憲を目論む政党があること、自民党が党内バランスをとるために、これまで以上に改憲に前のめりになることも想定されることから、憲法を「改正」する必要などないことをしっかりと訴える運動が引き続き重要になります。

私たちの未来と世界の平和、地球環境と人権を守るため、日本国憲法の理念の実現に向けた歩みを、日本と世界のためにいかさなければなりません。

## 2. 憲法改悪を許さない「立憲主義」の回復

1946年11月3日に日本国憲法が公布されてから、78年が経過しました。日本国憲法前文にもあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすること（平和主義）」、そして「主権が国民に存すること（主権在民）」を宣言し、おかすことのできない永久の権利として、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない（基本的人権の尊重）」ことを定めました。これが、日本国憲法の三原則であり、私たちがこの間、一貫して共有してきた理念です。

さらに日本国憲法の前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」という一文があります。

この決意を世界のすべての国々、すべての人々が共有すれば、地球規模での恒久平和は実現すると考えます。これこそが、私たちが考える本当の意味での「積極的平和」です。

安倍晋三・元首相は、2014年1月の通常国会の施政方針演説で、「積極的平和主義」を「国家安全保障戦略を貫く基本思想」と説明しました。この考え方に基づき、自国が攻撃を受けなくても、武力で同盟国を守る集団的自衛権の行使容認についての検討が始まりました。

2015年に集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立し、翌2016年1月の施政方針演説でも「積極的平和主義」を柱の一つに据え、「一国だけで自國の安全を守ることができない時代」とし、集団的自衛権の行使容認により「抑止力を高める」と強調しました。しかし、こうした力に基づく「積極的平和主義」には憎しみや恨みを生む危険が常に潜んでいます。世界の歴史を見ればそのことは明らかです。

立憲主義とは、憲法に基づいて政治統治がなされなければならないということのみなら

ず、憲法によって権力者の権力濫用を抑えるもので、広く「憲法による政治」を意味します。混迷する世界情勢の中で、日本国憲法の理念の実現こそが重要であり、その実現に向けた努力の積み重ねに価値があると私たちは考えます。

### 3. 憲法審査会をめぐる状況

岸田前首相は、9月末までの自身の自民党総裁任期中の改憲に向けた意欲を示していました。これまでの国会における憲法審査会では、現行9条に自衛隊を明記するという自民党の改憲案、新型感染症の拡大やウクライナ情勢を背景とした緊急事態条項創設の是非、国民投票法の問題などが議論されてきましたが、必ずしも国民的議論にはなっていません。マスコミ各社の世論調査結果からも「憲法改正は喫緊の課題」とする人の割合は5%にも満たないのが現状です。

自民党の改憲案4項目の第1に挙げられている自衛隊加憲を許すと、自衛隊はフルスペックの集団的自衛権の行使が可能となるとともに、自衛隊が憲法上の「公共性」を付与されることになり、①徴兵制の合憲化、②軍事的徴用制の合憲化、③自衛隊のための土地収用の合憲化、④軍事秘密法制の強化、⑤軍事規律の強化と軍法会議の設置、⑥自衛隊関連訴訟への甚大な影響、⑦軍事費の増大と生存権保障の形骸化、⑧軍産学複合体の形成の危険性、⑨地方自治の形骸化につながり、市民の人権や生活が重大な影響を受けるであろうことは明らかです。

改憲論を主張する人は、憲法9条と実際に存在する自衛隊という現実との乖離は立憲主義を損なうもので、その乖離を解消するために改憲が必要であるなどと言いますが、こうした議論は、立憲主義違反の現実に憲法を合わせることを企図するものであって、日本国憲法の非軍事平和主義をないがしろにする議論です。

8月7日、自民党の憲法改正実現本部（以下、実現本部）の会合で、憲法への自衛隊明記について8月中に論点整理を行うよう岸田前首相が指示しました。これを受けて8月30日、自民党の作業チームは会合を開き、9月2日の実現本部の会合で党としての考え方を取りまとめました。党本部で会合を開いた実現本部は、憲法に自衛隊を明記することなどを柱とした改憲の論点整理を全会一致で承認しました。承認された論点整理では、自衛隊の明記について「9条の2」を設けて自衛隊を明記する方針を堅持し、条文の文言は引き続き議論するとしました。シビリアン・コントロールの規定に関しては、公明党の主張に配慮して内閣の職務などを定めた72条や73条への記載の選択肢も排除しないとしました。また、緊急事態条項については、緊急事態の発生時に内閣が法律に代わって制定する「緊急政令」を出せるよう、根拠規定を憲法に定めることも確認されました。

衆議院憲法審査会における自民、公明、維新、国民などの5会派は、緊急時の議員任期の延長が可能となる改憲の立場で一致しています。それに加えて自民党が行った改憲の論点整理をもとに今後、改憲をおし進めようと強行してくることが危惧されます。

### 4. GDP比2%とする軍備拡張路線、今なぜ防衛力の強化なのか

2022年12月の安保関連3文書閣議決定を受け、その具体化が進んでいます。集団的自衛権を行使する中での反撃能力の保有は、先制攻撃能力の準備にあたる危険性が高いことから、明らかな憲法違反だと考えられます。

こうした「国のかたち」でもある憲法秩序を根本的に変容させることができるのは、主権者のみのはずで、これを内閣の閣議決定だけで決めてしまうことなど、立憲民主主義において許されるものではありません。

防衛力整備計画の中では、「2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする」としています。

さらに2027年度には防衛費を国内総生産（GDP）比で2%に倍増する方針を打ち出しました。GDP比2%をめざすとなれば、今日までの防衛費の基本前提を一気に倍増するもので、それを数年の間に実現するとしています。防衛力整備計画の中では、「財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の調整を講じることとする」としています。2027年度にGDP比2%に達する予算措置を講じるために増税することになれば世論の反対は免れないことから、結局その財源は明確にはなっていません。

日本がなぜ大幅な軍備拡張路線を進もうとしているのか、そうした議論を経ないで財源の妥当性の議論に踏み込むわけにはいきません。今、政治に求められているのは「生活改善優先政策」であると私たちは考えています。

## 5. 沖縄辺野古新基地建設と南西諸島軍備強化の阻止を一体のものとして

防衛省は8月20日、辺野古新基地建設で大浦湾のくい打ち工事に着手しました。膨大な税金をつぎ込んで工事が完成したとしても、普天間基地より滑走路は短く、その上軟弱地盤の影響によって滑走路が沈下することが指摘されています。たとえ辺野古新基地が完成したとしても、米軍が利便性を重視して普天間基地を継続使用する懸念も拭えません。

日本政府は、アメリカの対中国包囲戦略に追随して台湾有事を煽り、沖縄島、宮古島、石垣島、与那国島、奄美大島などの南西諸島を日本の防衛ラインと位置づける計画を進めています。辺野古新基地建設を許さない運動と、南西諸島の戦場化を許さない運動を一体のものとして捉えると同時に、全国で130以上の基地を含む米軍施設問題の解消と日米地位協定の抜本見直しに向けて、全国からとりくみをすすめなければなりません。

## 6. 核兵器廃絶・核の商業利用に反対し、エネルギー政策の転換を求める

ロシア・ウクライナ戦争では、ロシアによるベラルーシへの戦術核の搬入がすすめられているとされ、またザボリージャ原発などをめぐっては占拠のみならず直接攻撃の対象ともなりつつあり、事態は深刻です。アメリカは核兵器の「近代化」（小型化、高性能化）を推進するとともに、未臨界核実験を継続的に実施してきました。中国はこの1年で核弾頭数を大幅に増強しているとされており、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は、中国が保有する核弾頭数が昨年の410発から500発に増えたと発表しています。また、朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）は、米韓または米韓日による合同軍事訓練が繰り返される緊張関係のなかで、核抑止態勢を向上させるための措置をとると表明しています。

これらの状況から明らかなことは、核兵器がけっして戦争を抑止するものではなく、むしろ積極的に軍事的威嚇に活用されていること、そして戦争のエスカレートが歯止めなく核兵器使用へと進めうるという現実性を示しています。今、発効から3年を迎える核兵器禁

止条約（TPNW）への期待がより高まっています。日本は核保有国と非保有国の「橋渡し役」を自称しながら、一貫してTPNWへの不参加の態度を変えることがありませんでした。しかしすでに発効し締約国会議も開催されているいま、早急に方針転換すべきです。

日本政府は、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」をめざして、脱炭素電源の安定的な確保を進める方針を掲げ、2023年7月に具体的なとりくみ案を示した「GX（グリーン・トランسفォーメーション）推進戦略」を閣議決定しました。5月13日にはGX実行会議で、国内での電力需要の増大に備え、脱炭素とエネルギーの安定供給、経済成長を同時に実現させるための新たな国家戦略として「GX2040ビジョン」を策定する方針が示されました。「脱炭素電源」の確保を旗印に、各地で原発再稼働をめざす動きがあり、再稼働に向けた手続きが進められています。

核の商業利用である原発に頼ることなく、再生可能エネルギーの技術促進をはかることが、結果として安全なくらしを実現することにつながると私たちは考えています。世代を超えて「核のごみ」を残すことになる原発は停止し、廃炉を実現させていく必要があります。

## 7. 基本人権の確立に向けて

日本は国際連合の女性差別撤廃条約の「選択議定書」を批准していません。国際基準法に則った女性の権利とジェンダー平等を実現するために、日本政府に早急な議定書の批准を求めるとともに、社会の改善を着実にすすめるための具体的かつ実効性のある対応を求めなければなりません。

4月に女性支援新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。これまでの行政による女性支援は、1956年制定の「売春防止法」に基づく婦人保護事業として実施されてきました。この法律は売春に関する女性を対象に、保護更生を目的に出発したもので、女性に対する性暴力被害や賃金格差など、社会構造に起因する多様な男女格差に対応するジェンダーの視点はありませんでした。新法は国や都道府県だけでなく「市町村」が実施主体として明記されています。実効性ある支援には、市町村の首長や管理職の意識改革が重要です。従前のジェンダーの視点に欠けていた社会福祉政策を新法によってどう変えるのか、私たちの理解を深める必要があります。

先の国会で成立した入管法の問題も、現在の入管行政の根本が戦後の在日朝鮮人の本国への送還問題からはじまっていることは明らかです。昨年は関東大震災から100年、朝鮮人虐殺の事実に目を向けようとせず、歴史を修正しようとする考え方が現代に闊歩しています。私たちは事実に学び、深い反省を示した後にしか友好的な未来はないと考えます。アイヌ問題を含めて、民族差別問題は次世代に残すべき課題ではありません。

戦後の日本における植民地支配への反省の欠如が、多文化・多民族共生を謳いながらも、外国人の人権侵害を繰り返す根本原因となっています。根強く残る植民地主義の考え方とそこから派生する朝鮮人差別、アイヌ差別、外国人差別を払拭するとりくみをすすめます。

「20世紀は戦争の世紀」だったと言われ、「21世紀は人権の世紀へ」というフレーズで、人を大切にする社会の実現をめざした運動を開いていく必要があります。先述した問題の他にも部落問題、女性問題、公害問題（水俣病等）等、解決すべき問題は山積しています。憲法の理念に示されているように、一人ひとりを尊重し、命を大切にする社会でなけ

ればなりません。

## 8. おわりに

日本国憲法は、「時代にそぐわないから」という理由で「改正」しなくてはならないと主張する考えがあります。来年戦後80年・被爆80年を迎えるとする日本社会において、これまで私たちの生活を支えてきた憲法を、こういった理由で「改正」する必要があるとは到底思えません。日常生活で憲法を意識するという場面は、そう多くある訳ではありません。憲法を持つことの意味を考えた時に、こういった生活を送ることができている状況こそが、憲法に守られた生活を送ることができている証左に他ならないのだと考えることができます。

今必要なのは、憲法に貫かれている理念の実現に向けた努力です。世界の平和を希求すること、平和な生活を守ること、命を大事にすること、人権を大切にすること、そして未来を決めるのは私たち自身であるということ、こういった当たり前に思える一つひとつを確認するとりくみが、重要性を増してきている現状について、認識を共有する必要があります。

私たちは憲法を「改正」するよりも、憲法の理念の実現こそが重要であり、必要なのだと繰り返し訴えます。その訴えは決して変わることのない軸であるということを確認し、各地域での憲法理念の実現をめざしたとりくみを展開していきます。